



中野で未来が動き出す

# News Release

## 中野区

2014年12月18日

### 記者会見資料

- 「2014東北復興大祭典なかの」義援金贈呈式
- （仮称）中野区グローバル戦略推進協議会の設立について
- 区役所・サンプラザ地区再整備の事業構築に係る民間事業者の募集について
- 「区役所・サンプラザ地区再整備に係る事業化の検討に関する覚書」の取り交わしについて
- ごみ集積所及び資源回収場所における監視カメラ等の設置について

## 「2014東北復興大祭典なかの」義援金贈呈式次第

日時 12月18日（木）午前11時～

場所 中野区役所4階 庁議室

### 1 区長より今回の義援金について説明

### 2 ご挨拶

- ・「2014東北復興大祭典なかの」実行委員会委員長  
東京青森県人会会長 清藤 良則
- ・東北復興・ねぶた振興中野区議会議員連盟会長  
中野区議会副議長 やながわ 妙子
- ・東北七新聞社協議会  
東奥日報社東京支社次長兼営業部長 遠山 仁 様

### 3 義援金の贈呈

### 4 各県の皆様より

青森県東京事務所長 葛西 崇 様  
岩手県東京事務所総務行政部長 坂本 誠一 様  
宮城県東京事務所長 後藤 康宏 様  
福島県東京事務所長 高荒 昌展 様

### 5 質疑応答

11時30分頃終了予定。引き続き区長定例記者会見を行います。

問合せ先

政策室副参事（広報担当）酒井 電話 03-3228-8928

## (仮称) 中野区グローバル戦略推進協議会の設立について

国家戦略特区の区域指定を見据え、今後のグローバル都市への展望を描きながら具体的な提案や事業につなげていく場として、産学公連携による(仮称)中野区グローバル戦略推進協議会を設立します。

### 1. (仮称) 中野区グローバル戦略推進協議会の設立について

#### (1) 設立目的

東京や日本における国際競争力の強化に向け、中野のポテンシャルを引き出す、産学公が一体となった産業・文化等の振興に関する連携のプラットフォームを構築し、グローバルな視野で展開するビジネスの活性化や活動基盤の整備を図る。

#### (2) 構成員

- ・ 基幹団体  
中野区、東京商工会議所中野支部、中野工業産業協会、中野区商店街連合会、  
中野区産業振興推進機構
- ・ 賛同団体  
協議会の趣旨に賛同する企業・団体、金融機関、学術・研究機関等

#### (3) 協議事項

- ・ 中野区におけるグローバルビジネス環境の整備・拡充に関すること
- ・ 国家戦略特別区域を活用した規制改革等に関すること
- ・ その他目的を達成するために必要な事項に関すること

#### (4) 今後の予定

- |                |                    |
|----------------|--------------------|
| 平成26年12月19日(金) | 発起人会(基幹団体代表)の開催    |
| 平成26年12月下旬     | 賛同団体の募集・受付開始       |
| 平成27年 2月 6日(金) | 協議会設立、設立記念フォーラムの開催 |

### 2. 協議会設立記念フォーラム「グローバル都市 NAKANO の創造」の開催について

#### (1) 開催日時

平成27年2月6日(金) 午後2時～5時

(2) 会場

コンgresクエア コンベンションホール  
(中野区中野4-10-2 中野セントラルパークサウス)

(3) 参加対象者

協議会活動に関心のある企業・団体、学術・研究機関、自治体、個人等

(4) 参加費等

参加費無料  
(事前申込み制、定員300名、平成27年1月5日参加申込み受付開始予定)

(5) プログラム

- ・ 協議会発足式 (14:00~14:30)
- ・ 基調講演 (14:30~15:30)  
テーマ:「(仮) 国際競争力の強化に向けた都市の成長戦略」  
小宮山 宏氏 (三菱総合研究所理事長、プラチナ構想ネットワーク会長)
- ・ パネルディスカッション (15:45~16:45)  
テーマ:「(仮) グローバル都市 NAKANO の創造」  
コーディネーター 横田 雅弘氏 (明治大学 国際日本学部長)  
パネリスト 中野区長及び区内企業等からの登壇を予定

問合せ先

都市政策推進室副参事 (中野駅周辺計画担当) 石井 電話 03-3228-8742

## 区役所・サンプラザ地区再整備の事業構築に係る民間事業者の募集について

区役所・サンプラザ地区再整備について、再整備に係る事業内容や事業手法、公民の役割分担などを示す「区役所・サンプラザ地区再整備実施方針」の策定に向け、事業構築に係る民間事業者（以下、「事業構築パートナー」という。）を募集することとしました。

### 1. 民間事業者募集の目的

再整備事業は、基盤施設やホール・コンベンション機能など、公共性の高い施設・機能を確保しながら、民間活力を最大限に発揮させる事業とすることが求められます。そのため、事業構築段階から、事業構築パートナーの参画を得て、適切な事業内容や事業手法を検討、選択することによって、事業実施段階におけるリスクを抑制し、着実に事業を推進していきます。

### 2. 事業構築パートナーの募集・選定

事業構築パートナーの募集は、都市開発の実績やノウハウを持ち、再整備事業の主体となり得る事業者もしくは事業者グループを対象とし、応募者からの提案内容のほか、事業構築力や実績等を総合的に審査して選定します。

### 3. 事業構築パートナーの役割

事業構築パートナーは、区と再整備の事業化に向けた意見交換を行うものとし、その中で具体的方策の提案や事業実績に基づく事例、ノウハウ等の提供を行うものとします。区は、意見交換の内容を参考にしながら再整備実施方針を策定していきます。

### 4. 事業実施段階における民間の実施事業者の選定

事業実施段階における民間の実施事業者の選定は、再整備事業の事業手法や事業スケジュールを勘案した上で、別途行います。なお、実施事業者の募集は、事業構築パートナーであるか否かにかかわらず、事業参画の意思を有するものを対象とします。

### 5. 募集対象事業者

下記の参加資格要件を満たすものを対象とします。

- (1) 再整備の趣旨や目的に沿った提案ができ、事業実施に至った場合、参加の意思を有するもの

(2) 次の全ての実績を持つ事業者もしくは事業者グループ

- ▶ 首都圏において平成 16 年度以降に完成した開発面積 1ha 以上の市街地開発事業（市街地再開発事業または土地区画整理事業）において、事業者または設計者としての参加の実績
- ▶ 官民連携による事業において、事業者、設計者またはコンサルタントとしての参加の実績
- ▶ ホール・コンベンション施設の設計、施工または管理運営の実績

6. 選定に際して求める提案事項

区役所・サンプラザ地区再整備基本構想では、再整備方針として①人・文化・情報・産業の源泉となる活動拠点、②駅とまちが一体となって発展していく開発の推進、③安全性と快適性を高める都市構造への転換、の三点を挙げています。これらの方針を踏まえた再整備事業の実現に向け、区と事業構築パートナーとの意見交換の導入部分となる以下の項目について提案を求めます。

- (1) 再整備事業のコンセプトや導入機能の考え方、基盤整備及び施設整備の方向性
- (2) 上記の実現に向けた事業スキームや事業手法の考え方

7. 選定方法

- (1) 上記提案内容に加え、事業構築力や実績等を総合的に審査して選定を行います。
- (2) 評価点の最も高い応募者を選定することを原則とし、提案の精度や点数差等を勘案して複数の応募者が選定されることもあります。
- (3) 選定結果として、選定応募者名（グループの場合は構成事業者名）及び提案概要書を公表します。

8. スケジュール（予定）

平成 26 年 1 2 月 8 日（月）	募集要項の公表（区ホームページに掲載） 募集開始
平成 27 年 2 月 6 日（金）	募集締切
平成 27 年 2 月中	審査及び選定、結果通知
平成 27 年 3 月	選定応募者名公表
平成 27 年 4 月以降	提案概要書の公表、意見交換の実施

問合せ先

都市政策推進室副参事（中野駅周辺計画担当）石井 電話 03-3228-8742

## 「区役所・サンプラザ地区再整備に係る事業化の検討に関する覚書」 の取り交わしについて

区役所・サンプラザ地区再整備に関し、区は、独立行政法人都市再生機構（以下「UR都市機構」という。）と平成26年12月17日付けで覚書を取り交わし、再整備事業の事業化検討を行うこととしました。

### 1 趣旨

区役所・サンプラザ地区再整備事業は、公共基盤整備や街区再編を伴う新北口駅前広場との一体的整備となるものです。このような事業は、UR都市機構において都内でも多数の事業実績を有しています。

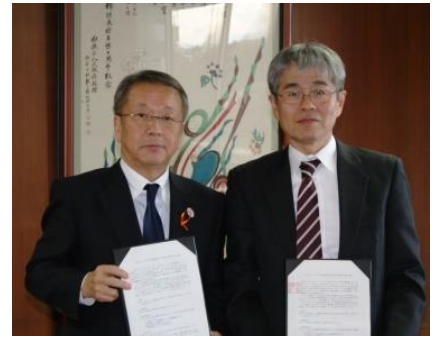
こうしたUR都市機構の目的や実績、能力等を踏まえ、区はUR都市機構に対し、本事業への参画を求めていく考えです。ついては、UR都市機構における今後の取り組みの可能性を視野に入れ、相互の協力関係に基づいて、再整備に係る事業化に向けた具体的方策を検討していきます。

### 2 対象地区

本覚書の対象地区は、裏面図示のとおりとします。

### 3 検討事項

- (1) 複合施設との一体的整備を行う公共基盤整備のあり方
- (2) 街区再編を伴う整備手法のあり方
- (3) 再整備事業におけるUR都市機構の参画可能性



17日に覚書を取り交わしました

### 4 相互協力等

- (1) 検討事項の成果を上げるため、区は、関連する施策や事業の状況、周辺事情等について適宜情報提供するものとし、UR都市機構は、検討に際して保有する技術やノウハウ等を提供するものとし、
- (2) 本覚書に基づく事業化検討の結果、UR都市機構による事業実施に向けた条件が整った場合、区とUR都市機構は、事業協力協定を締結するものとし、

### 5 覚書の有効期間

覚書取り交わしの日から平成28年3月31日までとし、有効期間満了日の1ヵ月前までに、区、UR都市機構のいずれからも申し入れがないときは、さらに1年間更新するものとし、その後も同様とします。

問合せ先

都市政策推進室副参事（中野駅周辺計画担当）石井 電話 03-3228-8742





## ごみ集積所及び資源回収場所における監視カメラ等の設置について

現在、区内のごみ集積所及びびん・缶・ペットボトル集積所（以下「資源回収場所」という。）には、ルールを守らない排出がされている集積所が見受けられます。

ごみ集積所では約14,400か所（戸別収集分を除く）のうち、およそ1～2%の150～200か所程度、資源回収場所では約7600か所のうち、およそ20か所程度に問題があり、日々地域住民の方々の注意喚起や区での指導を行っています。

こうしたごみ集積所、資源回収場所へのルールを守らない排出等抑止を主な目的とし、監視カメラ及び映像記録装置をごみ集積所、資源回収場所を対象に設置します。

なお、こうした監視カメラの設置は、23区では足立区や葛飾区が1か所のみ設置しています。

### 1 設置の目的

主にごみ集積所、資源回収場所への不法投棄やルール違反の排出を抑止するために設置します。

### 2 設置台数

26年度は6台を設置します。

### 3 設置の概要

#### （1）設置場所

特に不法投棄やルール違反の排出が目立つ、ごみ集積所または資源回収場所について周辺状況等を確認のうえ、区が設置します。

#### （2）設置期間

- ① 1か所の設置期間は原則として3か月以内とし、その後、他の集積所に移転・設置します。
- ② ただし区長が必要と認める場合は、設置期間の延長も可能とします。

#### （3）設置方法

- ① ごみ集積所・資源回収場所に撮影範囲を絞って設置します。
- ② 設置場所には、警察と区の連名による「監視カメラ作動中」等の警告パネルを掲示します。
- ③ 設置に際しては、地元町会・自治会や近隣住民の皆様へ周知します。

#### （4）セキュリティ対策

- ① 記録媒体であるSDカードの取り扱いは、区職員のみ行います。
- ② データの管理等については要綱を定め、厳格な運用を行います。（記録した映像はSDカードにて約1週間程度、保存した後に自動的に上書きします。）

#### （5）排出指導への活用

悪質な排出等があった場合、記録した映像により時間・行為等を特定のうえ、排出指導に活用します。

#### 4 設置予定

平成27年3月末までに6台を設置する。

問合せ先

環境部副参事（ごみゼロ推進担当）高橋 電話 03-3228-5690